

平成20年

第1回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

平成20年第1回志賀町議会定例会会議録

平成20年3月4日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時16分 開会)

(出席議員)

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 南 | 政夫 |
| 2番 | 橘 | 照茂 |
| 3番 | 下池 | 外巳造 |
| 4番 | 須磨 | 隆正 |
| 5番 | 越後 | 敏明 |
| 6番 | 田中 | 正文 |
| 7番 | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番 | 富澤 | 軒康 |
| 9番 | 櫻井 | 俊一 |
| 10番 | 林 | 一夫 |
| 11番 | 松浦 | 恒義 |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治 |
| 14番 | 辻 | 武美 |
| 15番 | 久木 | 拓栄 |
| 16番 | 木村 | 正男 |
| 17番 | 山本 | 辰榮 |
| 18番 | 稲村 | 幸雄 |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | |
|--------|------|
| 町長 | 細川義雄 |
| 副町長 | 坪野高志 |
| 副町長 | 綱木常一 |
| 総務課長 | 藤澤仁 |
| 富来支所長 | 二見博 |
| 企画財政課長 | 木坂孫信 |
| 監理課長 | 藤田好博 |

税 務 課 長	柴 田 一 廣
住 民 課 長	田 村 実
子育て支援課長	宮 本 俊 一
健康福祉課長	笹 川 門 治
生活安全課長	西 清 一
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	横 川 外 治
建 設 課 長	山 崎 脩 平
上下水道課長	山 本 政 直
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会 計 管 理 者	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	中 田 政 光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出 議案第 4 号ないし第 4 5 号

(提案理由説明)

(開 会 ・ 開 議)

林 一夫議長 ただ今から平成 2 0 年第 1 回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の
会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1．会期の決定

- 林 一夫議長 日程に入り、会期の決定を行います。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間といたしたいと思
います。
これに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)
- 林 一夫議長 ご異議なしと認めます
よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間と決定
いたしました。
-

日程第2．会議録署名議員の指名

- 林 一夫議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員に
14番 辻 武美 君、
15番 久木 拓栄 君を指名いたします。
-

日程第3．諸般の報告

- 林 一夫議長 続いて、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。
諸般の報告を終わります。
-

日程第4．町長提出 議案第4号ないし第45号

(提案理由説明)

- 林 一夫議長 次に、本日町長から提出のありました、議案第4号ないし第45号に対
する提案理由の説明を求めます。
細川町長。
- 細川 義雄町長 はい、議長。

本日ここに、平成20年第1回志賀町議会定例会を招集申し上げました
ところ、議員各位におかれては、公私とも御多用の折にもかかわりませず、

御応招賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は、寒さは厳しいものの、昨年に引き続き比較的積雪が少なく、交通や住民生活における停滞や混乱は発生しておらず、安堵しているところであります。

さて、本定例会に提案申し上げます案件の説明に先立ち、平成20年度の町政の一端について申し述べさせていただきます。

はじめに、長期にわたり1号機、2号機とも運転を停止している志賀原子力発電所についてであります。

昨年、1号機の臨界事故の隠ぺいという事件が発覚し、以来、北陸電力では、社内に社長を委員長とする原子力安全信頼回復推進委員会を設置し、「再発防止」と「隠さない風土づくり」に取り組んでおります。

また、私も委員として参画しておりますが、社外の第三者機関として再発防止対策検証委員会を組織しており、昨日、第6回目が開催され、平成19年度の報告がなされたところであります。北陸電力の実施状況については、「仕組みづくり」と「今年度の取り組み」が完了した旨の報告があり、社内委員会を中心とする再発防止策の取り組みが定着したとの評価でありました。

今後は、「隠さない風土と安全文化」を定着させ、継続的に検証するとともに、安全性の確保を最重点に取り組むべきであり、発電所の情報についても、適時・適切に公開し、誠実に対応することが地域の信頼を高めるために重要であると思っております。

また、能登半島地震、新潟県中越沖地震と相次ぐ大規模地震を受けての、発電所の耐震安全性については、先般の全員協議会で国からの説明を受けており、安全であることが確認されております。

なお、発電所の運転再開については、住民の皆様の御理解を得たうえで、議会とも協議しながら対応したいと考えております。

次に、企業誘致についてであります。

昨年、能登中核工業団地に27社目の企業として立地いただいた生花包装資材や生花加工ラインの機械の製造、販売を行うインパック株式会社能登事業所がこのほど落成し、従業者30人規模で、2月から操業を開始し

ております。また、本年1月には、新技術を用いたセメントボードの製造を行う株式会社ワタナベ建材から、28社目の進出企業として表明をいただいたところであり、平成21年6月に操業開始予定と伺っております。

町といたしましても、若者定住施策と併せて、今後も全国に向けて「志賀町・能登中核工業団地」をアピールし、粘り強く誘致に取り組む所存でありますので、議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます。

続いて、平成20年度の予算編成について述べさせていただきます。

国の平成20年度の予算動向は、引き続き「経済財政改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」に則った最大限の削減を第一に、財政健全化の努力を今後とも継続し、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施することとしています。

一方、地方財政については、「骨太の方針2007」を踏まえ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行うことなどにより、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制していくこととしております。

地方交付税については現行水準の維持が求められておりますが、配分は「行政改革の努力度」や「頑張る地方応援プログラム」などの新しい算定方式の導入により、ふるいがけされている状態であり、地方自治体は合併の上にさらなる歳出改革が求められているところであります。

このような厳しい情勢の中、合併4年目となる平成20年度におきましても、平成18年12月に策定した「集中改革プラン」の実施方針に沿って、年度ごとにその進捗状況を確認して行財政改革を推進し、財政健全化を目標としながら、引き続き、「新町まちづくり計画」、「第1次志賀町総合計画」に掲げられた施策事業を実施して、新しいまちづくりと地域の活性化に向けて努力いたしますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

まず、歳入では、平成19年度から課税を開始しました志賀原子力発電所2号機の大規模償却資産に係る固定資産税を、平成19年度から約5億3千万円減となる約34億円を見込んでいます。その一方、旧志賀町分の普通交付税は平成20年度も不交付になりますが、普通交付税総額と

して、昨年度から3,600万円減の22億円を見込んでいます。

これらの財源を活用して、「震災の復興」、「住民福祉の向上」、「町民の生活基盤整備」、そして、「新志賀町発展の基盤づくり」に重点的に計上して、さらには健全財政を堅持できるよう、基金の充実を目指して予算編成をしたところであります。

一般会計予算総額では142億2千万円で、対前年度24億7千万円の減、伸率でマイナス14.8%となり、10の特別会計並びに水道事業会計及び町立富来病院事業会計を合わせた予算総額は、270億3,653万5千円となり、対前年度40億円余りの減額となりました。

これは、大規模償却資産の減価による固定資産税の減収や、老人保健から後期高齢者医療制度への転換、統合中学校及びショートステイの建設事業の完了、ケーブルテレビ整備事業が昨年ピークであったことなどによるものであります。

歳出における主な事業については、第1点目は、昨年3月25日に発生した能登半島地震の復興事業費関連であります。

平成19年度に引き続き、災害復旧工事費を計上するとともに、解体家屋の運搬や処分に係る経費を町が負担することとし、早期に震災から復興できるようにしたものであります。

また、被災者が住宅を再建するための金融機関からの借入金に係る利子の一部を助成する利子補給金や、みなし全壊した家屋の世帯への災害見舞金なども計上させていただきました。

第2点目は、ケーブルテレビ整備事業であります。

天候や地域に左右されずに安定して鮮明に、地上デジタル放送、BS放送、CS放送などの多チャンネル放送や町の自主制作番組が視聴でき、かつ、高速でインターネットが利用でき、併せて、良好な音声で防災行政放送が聴取できる環境整備を行うものであります。

現在、第1期エリアで、本年4月から一部のサービスが利用できるよう鋭意工事を進めており、本年秋頃には、町内全地区で全てのサービスの提供ができる予定にしております。

サービスについては有料となるものもありますが、多くの町民に加入していただき、それから得る情報を活用して、豊かな生活を送っていただきたいと考えております。

第3点目は、利便性の高い幹線町道の整備であります。

現在、既存市街地の再生を目指した「まちづくり交付金事業」として、高浜町地区で都市計画街路福野神代線、富来地頭町地区で県道富来中島線の周辺整備を行うこととしております。

福野神代線については、平成19年度内に高浜バスターミナルから今市橋の区間の整備が完了するもので、平成20年度は今市橋の架替工事の橋梁上部の整備を予定し、富来地頭町地区については、快適な生活環境の向上を図るため、道路の整備と一体化した市街地再生事業を予定しています。

また、土田地区の土地改良事業施行に伴う徳田新林連絡線、また、地域間を結ぶ基幹道路として鹿頭酒見線、末吉矢駄線などの整備を予定しています。

第4点目は、定住促進事業関係であります。

平成20年度は、末吉・米浜地内において、若者定住を主眼とした住宅地造成工事に着手し、21年度にかけて、住宅地の造成及び防災公園を整備し、併せて志賀消防署、備蓄倉庫、消防訓練棟、消防団訓練用地などを含んだ防災拠点施設の整備を行う予定としています。

また、高齢者の生活支援として、高浜町内のバスターミナル、スーパーマーケット、病院、薬局や銀行などに近いところに、高齢者が生き生きと生活ができる高齢者福祉住宅の整備を予定しています。

第5点目は、快適な住環境整備を目指し、推進している下水道事業であります。

農業集落排水事業「大笹処理区」では田原地区の管路工を、「二所宮処理区」では処理場建設と上柵地区の管路工を、「館開処理区」では館開地区の管路工を予定しております。

公共下水道事業については、「中央処理区」では大島、神代、矢蔵谷及び末吉地区の管路工を、「富来处理区」では、富来地頭町及び富来領家町

地区の管路工と処理場の機械設備、電気設備及び場内整備を行い、20年度末の供用開始を予定しております。

地域し尿処理施設整備事業については、「大笹地区」に合併処理浄化槽1基の設置を予定しております。

第6点目は、コミュニティバス運行事業であります。

マイカーを利用できない高齢者や児童生徒に利用していただいておりますが、富来地域においては、昨年10月1日からの試験運行を経て、本年4月1日からいよいよ本格運行するもので、その運行経費を計上しております。

今後も町民の皆さんの足として、また、コミュニケーションの手段として大いに活用していただきたく、利便性を高めていきたいと考えております。

第7点目は、少子化対策及び子育て支援事業であります。

深刻化する少子化について、平成19年度に引き続き平成20年度においても、チャイルドシート購入に伴う助成、第3子以降の出産祝金や定住促進事業の一環として小・中・高校入学時の祝金の助成を行うとともに、乳幼児・児童に係る医療費については、義務教育終了までの期間、自己負担金を無くして全額助成を行うこととし、子育て支援の充実に努めるものであります。

最後に、合併協定に基づく志賀地域の振興事業費に充当するための基金についてであります。

志賀原子力発電所2号機に関する地区自治振興基金については、平成19年度から3カ年度にわたり、積み立てることとしております。

また、原子力発電所立地に伴う地域振興に充てる特別財政基金については、平成19年度から積み立てており、平成20年度も引き続き積み立てたく、予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本定例会に提案申し上げ、御審議いただく案件についてご説明申し上げます。案件は、平成19年度一般会計などの補正予算が9件、条例の制定、改廃が16件、工事請負契約の変更が2件、町道路線の認定が1件、指定管理者の指定が1件、平成20年度当初予算が13件の合わ

せて、42件であります。以下、その大要につきまして順を追って説明申し上げます。

まず、議案第4号、平成19年度志賀町一般会計補正予算（第7号）については、事業の精算見込みに伴う補正であり、財団法人石川縣市町村振興協会から交付を受ける能登半島地震にかかる災害対策支援金7,112万円を歳入に追加したほか、各種事業費の減額分を財政調整基金や特別財政基金への積み立てに充てたものであり、歳入歳出予算からそれぞれ9,209万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ169億2,350万7千円とするものであります。

議案第5号、平成19年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、医療費の増額及び拠出金額、納付金額の確定による補正であり、歳入歳出予算にそれぞれ3,688万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億71万9千円とするものであります。

議案第6号、平成19年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）については、事業の完了に伴う精算見込みによる補正であり、歳入歳出予算からそれぞれ1,212万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,221万7千円とするものであります。

議案第7号、平成19年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、事業の完了に伴う精算見込みによる補正であり、歳入歳出予算からそれぞれ791万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,813万7千円とするものであり、富来浄化センターの工事等において、4億6,486万5千円の繰越明許を行うものであります。

議案第8号、平成19年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第5号）については、事業の完了に伴う精算見込みによる補正であり、歳入歳出予算からそれぞれ218万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,115万3千円とするものであります。

議案第9号、平成19年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、事業の確定見込みによる人件費の補正を行うものであり、歳入歳出予算からそれぞれ287万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ24億5,966万7千円とするものであります。

議案第10号、平成19年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)については、光ファイバーケーブルの電柱添架に係る増額補正及び国庫補助金の交付決定に伴う財源更正を行うものであり、歳入歳出予算にそれぞれ497万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,356万5千円とするものであります。

議案第11号、平成19年度志賀町水道事業会計補正予算(第5号)については、収益的収入及び支出の収入では、新設給水加入金や開閉栓手数料など営業面で128万1千円の増を見込み、収入予定額を7億300万3千円に、支出では、消費税額の増額を見込む一方で、修繕費の不用額を減額するもので、850万7千円を減額し、支出予定額を6億4,879万3千円とするものであります。また、資本的収入及び支出では、水道未普及地域解消事業の精算見込み等により、収入で4,947万7千円を減額し、収入予定額を2億995万9千円とし、支出では、1億2,893万2千円を減額し、支出予定額を6億2,593万円とするものであります。

議案第12号、平成19年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第3号)については、収益的収入及び支出では、昨年11月から院外処方を導入したことに伴い、収入で外来収益分の7,538万円を減額し、収入予定額を13億8,560万3千円とし、支出で材料費分の5,200万円を減額し、支出予定額を14億6,129万8千円とするものであります。また、資本的収入において、住民の篤志家からの寄附金及びシステム変更に伴う国庫補助金の受け入れによる増額を行うもので、415万円を追加し、収入予定額を6,775万9千円とするものであります。

議案第13号、町長の専決処分事項の指定に関する条例については、議会の権限に属する事項中、法律上、町の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、1件100万円以下のものについては、町長の専決処分とする条例を制定するものであります。

議案第14号、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、法律の改正

に伴い、新たに育児短時間勤務制度が創設されたことにより、関係条例の整備を行うものであります。

議案第15号、志賀町職員の自己啓発休業に関する条例については、職員が自発的に大学等における修学又は国際貢献活動のために、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しない休業制度を設ける条例を制定するものであります。

議案第16号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、平成19年4月1日から施行された改正地方自治法に関連する一部の条例に「収入役」の表記が残っているため、削除するものであります。

議案第17号、志賀町ケーブルテレビ施設条例については、ケーブルテレビ事業における業務の内容及び料金の体系など、所要の事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第18号、志賀町後期高齢者医療に関する条例については、本年4月1日から施行される後期高齢者医療制度に関係して、本町が行う事務について、条例で定めるものであります。

議案第19号、志賀町とぎ実験農場条例については、本年4月1日から実験農場において指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者による管理施設としての位置付けを行うことにより、条文が大幅に変更となるため、全部改正を行うものであります。

議案第20号、志賀町課制条例の一部を改正する条例については、ケーブルテレビの開局に伴い、町の行政情報発信体制の一元化を図るとともに、高度情報化の推進に資するため、監理課を廃止し、情報推進課を設置するものであります。

議案第21号、志賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、多岐にわたる児童生徒の健康課題に対応する学校医等について、その業務内容の重要性を鑑み、報酬額を引き上げるものであります。

議案第22号、志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険の一部負担金の割合、葬祭費の支給要件及び保健事業

の内容の改正を行うものであります。

議案第 23 号、志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険税で新たに後期高齢者支援金分の賦課が必要となり、その税率を定め、また、国民健康保険税の特別徴収を行うものであります。

議案第 24 号、志賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、平成 18 年度税制改正による介護保険料の激変緩和措置を、平成 20 年度においても実施するための所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号、志賀町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、現在、一定の障害を持つ人は 65 歳から老人医療保険に加入しておりますが、75 歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度では任意加入となるため、加入の有無により不公平がなくなるよう、後期高齢者医療に加入したものとみなして算定し、償還払いとするものであります。

議案第 26 号、志賀町特定地域合併処理浄化槽等の整備に関する条例の一部を改正する条例については、検査手数料が 1 件あたり 9,000 円に引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号、志賀町魚のいない水族館条例を廃止する条例については、当該施設は、営業開始から 11 年が経過し、建物及び施設設備が老朽化しており、今後運営を検討する際、多額の費用が予想され、また、施設の当初の目的、役割を果たしたものと判断し、取り壊すこととし、条例を廃止するものであります。

議案第 28 号、志賀町富来女性センター条例を廃止する条例については、当該施設は、建設から 22 年が経過し、老朽化が著しく、加えて、能登半島地震により被災し、利用できない状態になったことから、取り壊すこととし、条例を廃止するものであります。

議案第 29 号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更については、志賀町ケーブルテレビ整備工事（施設装置設置工事）の請負契約について、当初、パナソニック S S エンジニアリング株式会社と 12 億

3,165万円で請負契約を締結しましたが、放送のデジタル化、ハイビジョン化、地上デジタルの普及という時代の潮流に対応するため、番組送出に係る設備をデジタルハイビジョン仕様に変更し、今後の住民ニーズに応えようとするもので、1億8,732万円を増額し、変更後の請負金額を14億1,897万円とするものであります。

議案第30号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更については、平成19年度公共下水道事業富来浄化センター土木・建築工事の請負契約について、当初、南建設株式会社と3億4,230万円で請負契約を締結しましたが、流入管布設箇所の地下水位が高いため、工法を変更すること及び工事の施工上、敷き鉄板の増工を行うため、714万円を増額し、変更後の請負金額を3億4,944万円とするものであります。

議案第31号、志賀町道路線の認定については、町道742号雨谷線の延長183mについて、町道認定をお願いするものであります。

議案第32号、志賀町とき実験農場の指定管理者の指定については、実験農場の指定管理者を財団法人志賀町公共施設等管理公社に指定しようとするものであります。

最後に議案第33号ないし議案第45号は、一般会計以下13会計の平成20年度の予算についてであります。

予算の概要については、冒頭に申し上げましたとおりであり、細部につきましては、後日予定されております予算特別委員会において詳しく説明申し上げますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上、本定例会提出議案42件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なる御審議のうえ、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

林 一夫議長 説明を終わります。

(休 会)

林 一夫議長 続いて、休会の件について、お諮りいたします。

議案調査等のため、明5日及び6日の二日間は、休会といたしたいと思

います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、明5日及び6日の二日間は、休会することに決しました。

次回は、3月7日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午前10時49分 散会)

議 長 報 告

1 . 議長報告第 4 号

入札結果報告について

(平成 2 0 年 2 月 2 2 日 1 1 件)

(平成 2 0 年 3 月 3 日 2 件)

2 . 議長報告第 5 号

例月出納検査結果報告について

(平成 2 0 年 2 月 2 5 日実施分)